

警戒度レベルに応じた措置・要請（想定）

令和4年11月18日国対策本部決定等に基づき作成。本表を参考とし、感染状況の特徴に応じた本県における必要な措置・要請を行う。

	レベル4 医療機能不全期 「医療非常事態宣言」	レベル3 医療負荷増大期 「医療ひっ迫防止対策強化宣言」	レベル2 感染拡大初期	レベル1 感染小康期
①医療体制の機能維持	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療の対応が限界を超えた状態であることを周知し、理解を求める 災害医療的な対応として、国・他の都道府県からの医療人材の派遣等を行う 	<ol style="list-style-type: none"> 重症化リスクが低い人は、発熱外来を受診する前に、自宅で検査キットによるセルフチェックを行い、陽性の場合は健康フォローアップセンターに登録する。なお、症状が重く感じる等の場合には、電話相談や受診を検討する。 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ることとし、専門WEBサイトや電話相談窓口を利用する。(注) (注)「救急車利用マニュアル」、「こどもの救急」等のWeb サイト、自治体の受診・相談センター、#7119(救急要請相談)、#8000(こども医療相談)等の電話相談窓口 必要に応じて、病床確保等に関する医療機関への協力要請(感染症法第16条の2等)を行う。 濃厚接触者となった医療従事者が待機期間中であっても抗原定性検査を行い医療に従事できるよう、可能な限り対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 重症化リスクに応じた外来受診・療養の協力を呼びかけ 都道府県等に対して発熱外来、電話・オンライン診療、健康FUセンター等の体制の拡充を依頼 医療機関等への協力要請(感染症法16条の2) 	<ul style="list-style-type: none"> 同時流行への備えを呼びかけ(ワクチン接種、検査キットや解熱鎮痛薬の購入相談窓口の確認等) 都道府県等に対して、発熱外来、電話・オンライン診療、健康FUセンター等の体制整備等を依頼
②感染拡大防止措置	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制と社会経済の機能不全に対処するために、社会の感染レベルを下げる必要がある <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「医療負荷増大期」において、感染拡大のスピードが急激な場合や、右記対策を講じても感染拡大が続く場合、「レベル4 医療機能不全期」になることを回避するために、地域の実情に応じて、都道府県が「医療非常事態宣言」を行い、住民及び事業者に対して、人との接触機会の低減について、より強力な要請・呼びかけを行う。</p> <p>【住民・事業者に対する協力要請(特措法第24条第9項)又は呼びかけ】</p> <ol style="list-style-type: none"> 外出・移動は必要不可欠なものに限ることを要請(出勤大幅抑制、帰省・旅行の自粛も要請) 飲食店や施設の時短・休業は要請しないが、外出自粛要請に関する理解を求める。イベントの延期等の慎重な対応を要請 原則として、学校の授業は継続。部活動の大会や学校行事等には開催方式の変更等を含め慎重な対応を要請 <p>○ 上記の具体的な感染拡大防止措置等については、実際の保健医療への負荷の状況及び社会経済活動の状況等を踏まえ、医療体制の機能維持・確保、業務継続体制の確保等に係る措置と合わせて示すものとする。</p> </div>	<p>【情報発信の強化】 住民に対し、感染拡大の状況、医療の負荷の状況を丁寧に伝えるとともに、協力を呼びかける。</p> <p>【住民への協力要請(特措法(※)第24条第9項)又は呼びかけ】</p> <ol style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策の再徹底「三つの密」の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等) 速やかにオミクロン株対応ワクチンを接種する。 感染者との接触があった者は早期に検査を行う。帰省等で高齢者や基礎疾患を有する者と接する場合には事前の検査を行う。高齢者施設等の利用者に対して一時帰宅時等の節目での検査を行う。 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出など、感染拡大につながる行動を控える。特に、大人数の会食や大規模なイベントへの参加は見合わせることも含めて慎重に検討判断する。学校や部活動、習い事・学習塾、友人との集まりでの感染に特に気を付ける。 飲食店での大声や長時間の回避、会話する際のマスク着用 普段と異なる症状がある場合には、外出、出勤、登校・登園等を控えることを徹底する。 <p>【事業者への協力要請(特措法第24条第9項)又は呼びかけ】</p> <ol style="list-style-type: none"> テレワーク(在宅勤務)等の推進 人が集まる場所での感染対策の徹底 従業員への検査の勧奨・適切な換気・手指消毒設備の設置 入場者の整理・誘導・発熱者等の入場禁止・入場者のマスクの着用等の周知 医療機関、高齢者施設、学校、保育所等において、R4 10/13の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言の対策を講じる。 高齢者施設等における抗原検査キット等を活用した集中的検査の推進 飲食店において十分な換気や、座席の間隔の確保又はパーティションの設置等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> オミクロン株対応ワクチン接種の更なる推進 基本的感染対策の徹底 医療機関・高齢者施設・学校等の有効な感染対策(R4 10/13コロナ分科会)に基づく対応をとることを促す 	<ul style="list-style-type: none"> オミクロン株対応ワクチン接種の推進 基本的感染対策の徹底
③業務継続体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ライフライン(電気、ガス、水道)、食料品、医薬品、物流等の供給確保 	<ol style="list-style-type: none"> 多数の欠勤者を前提とした業務継続体制の確保を促す。 一時的に業務が実施できない場合があることやその時の対応について、事前に、住民や取引先や顧客等に示すことを促す。 濃厚接触者でない接触者に対する出勤停止を要請しないことを周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各業界に業務継続体制の点検・確保を呼びかけ 	—